

Title	マルクスの所有批判
Sub Title	Marx and the labour theory of property acquisition
Author	寺出, 道雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1992
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.4 (1992. 1) ,p.973(231)- 983(241)
JaLC DOI	10.14991/001.19920101-0231
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19920101-0231">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19920101-0231</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



## マルクスの所有批判

寺 出 道 雄

〈目次〉

- 一 はじめに
- 二 所有の批判
- 三 所有と規範
- 四 おわりに

ることにする。

二

所有の批判

(1)

一

はじめに

本稿の目的は、従来、マルクス自身のかなり難解な概念装置を用いて語られることの多かった、『資本論』における所有批判について、できるだけ平明な言葉で整理することによって、その議論の骨子を明らかにすることである。

その場合、本稿では、人間が労働のみをもって土地に働きかけ、生産物を形成し、取得するような単純な経済を想定して、非直接生産者による私的所有をとりあげる場合にも、土地の私的所有者である非直接生産者と土地の非所有者である直接生産者が関係を取りむすぶような形態を想定する。これは、後にみるように、マルクスの所有批判の基礎にある自然・労働観に最も簡単な形で対応させるためである。また、マルクスが労働価値説に依拠して展開している叙述については、労働価値説によらずに、しかしマルクス自身の把握を最大限に保存して整理す

ることにする。近代初期において人間の自然法的な権利であると宣言された所有とは、何よりも自己労働にもとづく私的所有であった。そして、そこでは、非直接生産者による私的所有が正当化されるときも、それが、そうした自己労働にもとづく私的所有の原理の自然な拡張であるとするこゝによってなされたのである。マルクスの所有批判の一つの論点は、そのことに着目して、非直接生産者による私的所有を、自己労働にもとづく私的所有の原理の自然な拡張として正当化することはできないとすることであった。そこで、まず、その論点をみてみよう。

そのために、ここでは、議論の前提として以下の四つの命題、すなわち、所有の権原を労働にもとめ、自己労働にもとづく所有を正当化する命題を受け入れてみよう。それらは、次のようなものである。<sup>(1)</sup>

- 1) 人間は自らの人格の所有者である。
- 2) 人間は自らの労働の所有者である。
- 3) 人間は自らの労働によって土地から取得したものの所有者である。

注(1) Locke〔5〕, 第二論文27節(以下, 2, 27, 等と表記)参照。また, Becker〔1〕, 第4章, Reeve〔8〕, 第5章, 参照。

4) 人間は自らの労働によって働きかける土地の所有者である。

また、以上の四つの命題とともに、

5) 人間は、命題1)および/ないし2)をおかさない限り、自らの所有するもの(生産物および土地)を、自らの自由意志にもとづく契約によって一方的に(遺贈を含む贈与)あるいは相互に(交換ないし売買)譲渡しよう。

という命題(ものに対する所有の属性としての譲渡可能性)も受け入れてみよう。

そして、以上の計五つのいわば仮定的な命題は、同時に成立しなければならぬものであるとしよう。さらに、命題1)~5)がみたされる状態を「正当」な状態とよぶことにしよう。

さて、以上のような前提のもとで、例えば、AがAの労働によってAの所有する土地で生産した小麦と、BがBの労働によってBの所有する土地で生産したブドウを、相互の自由意志にもとづく契約によって交換することは明らかに正当である。ところで、AとBが小麦とブドウを交換することが正当であるなら、AがAの所有である小麦とCの労働を交換し、CをAの所有する土地で働かせ、その生産物である小麦をAの所有とすることは正当であろうか。ここで、問題を複雑化させないために、AがCの労働と交換する小麦は、前の年に、AがA自身の労働によってAの所有する土地で生産したものであり、それがAの所有であることは正当なものであるとしておこう。

ここで、それが正当であるという議論は次のように示すことができる。

AがAの労働によってAの所有する土地で生

産した小麦と、BがBの労働によってBの所有する土地で生産したブドウが交換されるなら、AとBは小麦とブドウの中の、土地に由来する異なった自然の質料を交換したことになると同時に、小麦を生産する労働とブドウを生産する労働という異なった労働を交換したことにもなる。なぜならば、小麦とブドウは、ともに大地の贈り物であると同時に、労働の成果でもあるからである。

したがって、もし、小麦とブドウの交換が正当であるなら、そこにおける自然の質料の交換のみが正当であり、労働の交換が不当であるということはありません。そこでは、AとBは相互に自らの労働を他人のそれとおきかえたのであり、AにとってはBの労働が自らの労働になったのであり、BにとってはAの労働が自らの労働になったのである。

とするならば、AがA自身の労働によってAの所有する土地で生産した小麦とCの労働を交換することも正当である。たしかに、AがCの人格そのものを奴隷として所有することは、命題1)と2)をおかすこととして不当である。しかし、AがAの所有する小麦によってCの労働を時間を区切って買うことは、Aの過去の労働をCの現在の労働とおきかえ、Cの現在の労働をAの過去の労働とおきかえるのみであり、命題1)をも2)をもおかすものではないのである。

マルクスは、こうした交換にもとづく社会的分業の編成に含まれた事態との類推によって、賃金と労働の交換の正当性を導く議論を次のように表現するのである。

注(2) Marx [7], 第一部第24章第1節(邦語版第22章第1節)でマルクス自身が設けた議論の前提である。

(3) Locke [5], 2. 28., 2. 85., 参照。なお、ロックその人が資本制的な賃労働関係を正当なものと考えていたかどうかについては見解の対立が存在する。マクファーソンは、ロックがその正当性を自明のこととしていた(Macpherson [6], 第五部, 参照)とし、タリーは、それを否定する(Tully [11], 第6章, 特にpp. 135-145, 参照)。ここでは、その議論にはふみ込まないし、本稿でロックを引用しても、それは、直接にロックの主張の解釈を示すためではない。なお、ロックの奴隷論も、本稿の想定とは異なる。

AとCの間の賃金(小麦)と労働の交換と、AとBの間の小麦とブドウの交換の間に「法的意識は……せいぜい質料の相違を認めるだけで、それは法的な対等を意味する次のような言い方に表わされている。“汝が与えるために我は与える。汝がなすために我は与える。汝が与えるために我はなす。汝がなすために我はなす。”」

そして、Aの小麦とCの労働の交換の性格が以上のようなものなら、今年Aの所有する土地でCの労働によって生産された小麦は、実は去年のAの労働によって生産されたものであり、その小麦はAの労働によって生産されたものとしてAの所有であることは正当である。すなわち、そうした事態は、命題1)～5)の自然な拡張なのである。

こうして、「私の馬の喰う草、私の使用人の刈った芝草、私の掘り出した鉱石は……私の所有となる。私のものであった労働が……私の所有権を確立したのである。」

そして、今年Aの土地でCの労働によって生産された小麦をAが所有することが正当なら、Aがその小麦で来年もCあるいはD等々の労働を購入することは正当であり、そうした正当性の連鎖は時間的に無限につづきうるであろう。

—しかし、こうした議論に対して、マルクスは次の二つの問題を提起するのである。

① 非直接生産者による土地の私的所有が現にもたらす事態は、真に命題1)～5)の自然な拡張でありうるか。

② 非直接生産者による土地の私的所有の歴史的起源は、命題1)～5)をおかしていないか。

(2)

まず、第一の問題について、マルクスは次のように展開する。

もし、他人の労働を手に入れるための賃金が純生産物(それ自身が生産物であるような生産手段を捨象すれば総生産物)に等しいか、それより大であれば、土地の所有者にとって他人の労働を購入する誘因はないであろう。土地の所有者が他人の労働を購入するのは、賃金が純生産物より小であるから、いいかえれば、正の剰余生産物が取得できるからである。

ここでも、ひきつづき、生産は土地と労働のみによってなされるとしよう。<sup>(8)</sup> また、ここでは一種類の生産物(例えば小麦)の生産のみを考えるものとし、その小麦の収穫は規模に関しては不変であるが、ある小さな1単位の土地に労働をつみ重ねていったとき、過少耕作の可能性を考慮して、その平均生産力と限界生産力は図1のように変化するものとしよう。ここで、ある小さな1単位とは、1人の人間がある期に投じうる労働が $L_1$ に位置するような単位という意味である。近代初期を問題とするここでは、自

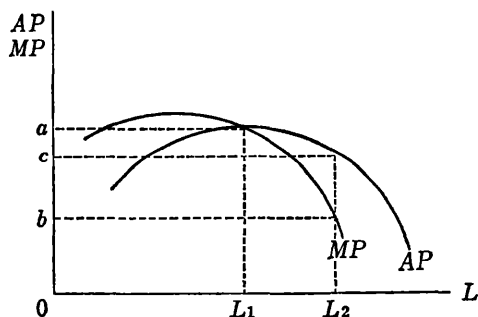


図 1

注(4) Marx[7], ①, p. 506, 邦訳②, p. 701.

(5) Locke[5], 2. 28. なお、この叙述は、ロックが土地そのものの私的所有の正当性を説明(2. 32.)する前になされており、「私の使用人」(Servant)は、共有地で労働することになっている。

(6) マルクスは、この問題を、Marx[7], 第一部第24章第1節(邦語版第22章第1節)および第33章(同第25章)で論じている。

(7) マルクスは、この問題を、ibid., 第一部第26章～第32章(邦語版第24章)で論じている。

(8) 以下、Domar[2], 参照。ドーマーの議論はウェイクフィールドやマルクスの議論と深く関連している。

己労働にもとづく矮小経営に適合的な技術が存在すると想定するのである。さらに、賃金は小麦で耕作に先立って前払いされるとして、直接生産者は——小麦の生産しか考えないのだから当然だが——小麦のみを消費するものとしよう。

さて、ここで、まず質（豊度と位置）において均一な土地が、ロックやマルクス風について、誰かが広大な無主の土地の一部分を自分の個人的生産手段として私的に所有しても、他の誰もが同じようにすることを妨げないほどに十分に存在するものとしてみよう。<sup>(9)</sup>

その場合、稀少なものは土地ではなく労働だから、1人の直接生産者は、自己労働によって最も効率的な耕作を行なおうとすれば、1単位の土地に $L_1$ の労働を投下し、そうした1単位の土地そのものを所有の単位として選んでいくであろう。

この場合、非直接生産者が他人の労働を購入することは不可能か無意味である。ここで、各土地の限界生産力曲線の右下りの部分を水平に足していけば、土地の所有者が労働を需要する場合の労働需要曲線が得られる。これに対して、労働供給曲線がどう描かれるかはこれまでの議論からは分からないが、それがたて軸で計って $a$ より下に延長されないことは明らかだからである。労働の購入が、労働市場において自由な人間の間の契約によってなされる限り、 $L_1$ 単位の労働の最低供給価格は $aL_1$ を下回りえず、他人の労働にもとづく剰余の取得は存在しえないのである。

もちろん、土地が自由に所有可能である条件が存在しても、非直接生産者が直接生産者の人格そのものを所有して土地を耕作させれば、生存賃金率を図1の $b$ として、1人の直接生産者

$$(a-b)L_1$$

の剰余を取得できる。この場合も、稀少なものは労働であるから、非直接生産者が直接生産者1人当たりから得られる剰余を最大化しようとす

れば、土地1単位当りの投下労働量は $L_1$ であり、直接生産者はそうした1単位の土地を耕作させられるからである。

しかし、そうした奴隷制のような事態は、命題1)および2)をおかすものであるから、ここでの問題とはなりえないのである。

以上の二つの状態が近代初期において北アメリカの白人入植地に存在したものであることはいうまでもない。いずれにせよ、その社会の人間のすべてが土地を所有しうる条件が存在するもとは、人格の自由な所有者から労働を購入することはできないのである。

これに対して、賃労働関係の母国であるヨーロッパでは事情はどうであろうか。

直接生産者が人格の所有者であれば、土地が自由に所有可能であることは、賃金率が $a$ を下回らないための十分条件である。同じく直接生産者が人格の所有者であれば、とりあえず、生産関数の位置と形状が同一であるとして、賃金率が $a$ の水準を下回りうるためには、その社会のすべての人間が土地を所有してはならないこと、土地の所有から切り離された人間が存在することが、必要条件であることは明らかである（なお、ここでは、簡単化のため、1人の人間による1単位未満の“不完全”な土地の所有の可能性は排除しておこう。）。

今、土地の所有から切り離された人間が十分に存在し、土地の所有者は $b$ の賃金率で任意に自らの人格の所有者である人間の労働を購入できるとしよう。この場合、非直接生産者が自らの所有する土地当りでの剰余の最大化をめざせば、土地1単位当りでは、

$$(c-b)L_2$$

の剰余を取得できるであろう。

その場合、土地1単位当りから生産された小麦は $cL_2$ 単位であり、直接生産者によって取得された賃金は $bL_2$ 単位、非直接生産者である土地の所有者によって取得された剰余は $(c-b)L_2$ 単位である。 $L_2/L_1$ 人の直接生産者が1単位

注(9) Locke[5], 2. 27., Marx[7], ①, p. 719, 邦訳②, pp. 1001-1002, 参照。

の土地に投下した労働量は計 $L_2$ 単位であるから、この事態は、去年と今年で技術が変わらないとすると、非直接生産者が $bL_2/c$ 単位の労働で生産された小麦によって、 $L_2$ 単位の労働を購入了たことを意味するのである。<sup>(10)</sup>

もちろん、このように評価することは、非直接生産者の小麦（賃金）と直接生産者の労働の交換を直ちに不当であるとするのではない。なぜならば、そうした不平等な労働量の交換は、小麦とブドウの交換においてもおこりうることであるし、小麦と労働の交換において、非直接生産者は直接生産者に対して賃金を前払いしたのであるから、彼は賃金として支払った小麦について、去年の収穫から今年の収穫まで、その消費を禁欲しなければならなかったからである。少なくとも、非直接生産者が今年の耕作の開始に先立って賃金を前払いした事実、あるいは彼が去年の収穫から今年の収穫までその部分の小麦について消費を禁欲した事実に対して、報酬が支払われることの正当性を、新たに労働以外の所有の権原を議論に導入して正当化することは可能なのである。

しかし、マルクスによれば、問題は、なぜ、非直接生産者は禁欲の美德を、直接生産者に対して賃金を前払いするという形で発揮しえたのか、という点なのである。

本来、価格が需要と供給の関係のみで決まるものであり——この点では、マルクスの想定する労働価値説が妥当せず——等労働量交換が行なわれる必然性はないとしても、なぜ、非直接生産者は小麦を供給しうるのに、直接生産者は労働を供給することになるのか、彼の労働の最低供給価格は——生存水準まで低下する必然性はないにせよ——非直接生産者に剰余の取得を可能とする水準にまで低下することになるのか、という点は問われなければならないことになる

のである。——それが、先にみたように、命題4)の各人に対する普遍的妥当性が否定されているからであることはいうまでもない。非直接生産者による土地の私的所有は、直接生産者による土地の非所有を含んでいるのである。

(3)

今年AがCに支払った賃金が、去年AがA自身の労働によってAの所有する土地で生産したものであったとしても、ともかくもAが今年Cの労働を購入することができ、剰余を取得することが可能であったのは、Aが土地——と生活手段としての小麦——を所有していたのに対して、自らの労働を全面的にAに売り渡したCが土地——したがって生活手段としての小麦——を所有していなかったことを必要条件として含んでいたとするなら、なぜ、Aは土地を所有していたのに対して、Cは土地を所有していなかったのであろうか。その場合、生産関数の位置と形状が変化して、非直接生産者が直接生産者に対して、従来の純生産物より大の賃金を支払うことが可能になり、直接生産者は誰かにその所有する土地を売り渡したという想定では、少なくとも、賃労働関係の一般化した時代にみられた、生存水準かそれに近いような水準の賃金率の存在は説明できないのである。

この第二の問題について、マルクスは以下のように展開する。

土地がAの誕生に先立って存在していたことは明らかであるから、土地の先取による自由な所有が現に可能であるか、近い過去まで可能であった新大陸のような場所を別として、ヨーロッパを問題とすれば、Aが交換か遺贈によって土地を所有するに至ったことは明白である。<sup>(11)</sup>

ここで、交換も遺贈もそれ自体が正当であることは命題5)によって明らかである。しかし、交換も遺贈も正当な権利を創りだしはしない。

注(10) いわゆるマルクスの搾取論である。

(11) もっとも、ロックがしばしばインディアンについてふれるように、新大陸における植民者の土地所有は先取によるものではない。

それは、それがどのようなものであれ、権利を移転しうるのみなのである。

そして、そうした権利の移転の連鎖によって非直接生産者による土地の私的所有が正当化されるためには、その歴史的起源として、一方には勤勉で儉約な人がおり、他方にはなまけもので浪費的な人がおり、後者はそれまで自らの労働をもって耕作していた土地を、自らの労働をもって土地を耕作する前者に売りわたさざるをえなくなった、という牧歌的な昔話を想定しなければならないことになる。たしかに、個別的な事象としては、そのような事態は大いにありうるであろう。Aの所有する土地は、遠い昔から去年に至るまで代々AとAの祖先が自らの労働をもって耕作してきた土地かもしれないし、勤勉で儉約な人であるAその人ないしAの祖先が、なまけもので浪費的な人から購入した土地かもしれないのである。

しかし、マルクスによれば、彼が現に眼前に見た、少数人による土地の大量所有とそれと併存する多数人の土地の非所有とを、そうした個別的な事象を一般化して説明することはできないのである。すなわち、そうした少数人の大量所有の権利の移転の連鎖のもとにある事態、すなわち、非直接生産者による土地の私的所有を創りだしたいわゆる資本の本源蓄積の過程は、他のどんなものでありえても、牧歌的なものではなかったのである。「本源蓄積の歴史の中で……画期的なものといえば、……人間の大群が突然暴力的にその生活維持手段から引き離されて無保護なプロレタリアとして労働市場になげ出される瞬間である。農村の生産者すなわち農民からの土地収奪は、この全過程の基礎をなしている」。

非直接生産者による土地の私的所有は、歴史的には自己労働にもとづく私的所有の暴力的な否定の上に形成されたのである。

(4)

以上のように、直接生産者が土地の所有から切り離されていないときには、他人の労働にもとづく剰余の取得は存在しえないのに対して、直接生産者が土地の所有から切り離されているなら、労働市場における自由な人間の間の契約を通じて、他人の労働にもとづく剰余の取得が可能になりうるのである。そこでは、直接生産者は自らの労働を所有していても、自らの労働を対象化する土地を所有していないから、その労働を他人に売り渡すのであり、そうした命題4)の各人に対する普遍的妥当性の否定という事態は、大量現象としてみれば、暴力的な起源をもっていたのである。

とするならば、たとえAの土地に対する所有の起源が正当なものであっても、その正当性を非直接生産者による土地の私的所一般の起源に拡大することはできない。また、Aが土地を所有するに至った事情そのものが正当であったとしても、Aがその所有を現実的に意味あるものとした仕方、すなわち、Aが労働を購入し、他人の労働にもとづく剰余を取得するという事態が、直接生産者による土地の非所有、直接生産者による土地の所有の否定を前提としている以上、そうしたAの土地に対する所有の現実的な仕方そのものを、自己労働にもとづく私的所有の原理の自然な拡張として正当化することはできないであろう。

まして、個別的な事象としてのAとCの関係を離れば、そうした命題4)の各人に対する普遍的妥当性が暴力的に否定された上に、先にみたような小麦の投下労働量と支配労働量の乖離が生じているのである。そうした事態は、それを直接生産者の自由意志にもとづく贈与とも合理化しない限り、原罪としての命題4)の普遍的妥当性の否定が、各世代において、また、年々において、命題1)をこそおかささないもの

注(12) Marx[7], ③, pp. 775-776, 邦訳⑤, pp. 994-995, 参照。なお、ランツ[3], pp. 59-60, によれば、クリストモス(金口ヨハネ)に同一の論点による土地の不平等な所有への批判がある。

(13) Marx[7], ①, p. 696, 邦訳②, pp. 935-936.

の、命題2)および3)の否定をくり返させているのだ、と評価しうるであろう。そうした意味で、非直接生産者による土地の私的所有とそのもとでの剰余の取得は、自己労働にもとづく私的所有の原理の自然な拡張なのではなく、その反対物なのである。

(⇒)

## 所有と規範

(1)

以上のように、自己労働によって自らの所有する土地で生産を行なう直接生産者の相互間で生産物の交換が行なわれる場合には、労働を権原とする所有の相互移転が帰結されるのに対して、土地の私的所有者である非直接生産者と土地の非所有者である直接生産者の間で賃金と労働の交換が行なわれるときには、労働を権原とする所有の否定が前提されており、また、帰結されるのである。すなわち、生産物が直接生産者の所有とならず、非直接生産者の所有となり、直接生産者の賃金も、直接生産者が非直接生産者に売り渡した労働の対価としてのみ取得されるという事態が、労働を権原とする所有そのままの現れでありえないことは自明であるが、そうした事態を労働を権原とする所有の自然な拡張として理解することも困難なのである。

それでは、そうした認識のもとで、マルクス自身はどのような所有のあり方を構想するのであろうか。ここでは、その論点について整理していこう。

その場合に興味ぶかいことは、非直接生産者による土地の私的所有を、自己労働にもとづく私的所有の原理の自然な拡張として把えることができないとするマルクスの所有批判自身、自

然法論的思考と類似した思考をその根底に有していることである。

非直接生産者による土地の私的所有と、そのもとでの他人の労働にもとづく剰余の取得が、近代社会において実定法的な根拠をもっていることはいうまでもない。しかし、マルクスの関心は、そうした事態が実定法的規範を越えた次元で何を生みだしているかということであった。すなわち、マルクスの非直接生産者による土地の私的所有に対する批判には、現行の実定法と実定法にもとづく所有秩序——マルクスの正確には、現行の所有秩序とそれに照応する実定法——に対して、特定の間観から評価を加え、それらをその人間観に反するものとして批判し、その正当性を否認する認識がその根底に存在したのである。<sup>(14)</sup>

その場合、そうしたマルクスの議論は、自らが人間的であると信ずるものを価値判断の基準として設定し、その基準から現実を批判するという形態をとらざるをえないから、循環論法にもとづくものであることになる。<sup>(15)</sup>そこで、マルクスは、そうした議論の恣意性を回避するために、その価値判断の基準を、現実によって直接に与えられるものではないにせよ、現実から導きだしたものである、人間の自然に対する関係の一般化された像にもとづいた人間観にもとめることになるのである。

マルクスは、『資本論』において、人間の自然に対する関係の一般化された像<sup>(16)</sup>に関して次のような命題を設定するのである。

1) 生産とは、人間がその労働によって、自然の質料に人間の欲望に適合する形態を与え、取得する活動である。

2) 人間は、その労働において、ただ自然そのものがやる通りにやることができるだけであ

注(14) この点にふれたものとして、フェルドロース[12]、がある。

(15) 自然法と循環論法、および自然法の歴史性については、ヨンバルト[4]、第3・4章参照。

(16) Marx[7]、①、p. 50、邦訳①、pp. 58-59、②、pp. 173-180、邦訳②pp. 233-244、参照。なお、マルクスの中に、マルクスの自然状態——本源的共同体——から所有のあるべき形態を導きだす思考も存在することはいうまでもない。



る。

2') 労働による生産物の形成は、無からの質料の創造ではなく、労働に先立って存在する自然の質料の形態を変える行為である。

2") しかも、その自然の質料の形態を変える行為においても、人間は自然に支えられている。すなわち、そこで人間は、自然の法則に支えられて、自然の法則そのものがなしうることをなしうるのみである。

3) しかし、人間は、その労働に先立って、自らの労働の結果を自らの心像の中に描きだし、労働においてそうした観念を現実化するために、自らの意志を制御し、それを通して自然の営みをも制御する。

4) そうした自然の営みを制御する人間の能力は、人間が労働によって自然に働きかける行為によって、同時に自らの本性(自然)を変化させ、自分自身のうちに眠っている潜勢力を発現させることによって形成される。

5) こうした内実をもった生産活動は、人間生活の永久的な自然条件である。

(2)

以上のように、人間が労働によって土地に働きかけ、自然の質料を形態変化させて取得する活動としての生産は、人間生活の永久的な自然条件なのである。そして、生産のそのような性格は、生産における人と人との間の権利関係、また、それに媒介された人のもの(土地そのものおよび生産物)に対する権利関係を、道徳や法といった規範によって規律する必要を生む。なぜならば、生産物の形成や取得が安定的にくり返されるためには、それらの権利関係が何らかの規範によって安定的に維持され、その安定化された権利関係のもとで生産・分配・消費がなされなければならないからである。

ところで、生産物が非直接生産者によって私的に所有されることは、単に人間のものに対する関係にかかわることではない。直接生産者が労働に先立って自らの心像の中に描きだし、その現実化にむけて自らの意志を制御し、そのこ

とを通じて自らの外の自然の営みを制御してきた結果としての生産物が、労働の終りとともに直接生産者の制御をはなれることは、直接生産者にとって、自らの行為の目的がとり去られることを意味するのである。そこでは、直接生産者にとって労働の行為そのものが、自己目的的なものではなく、賃金を得るための手段となってしまうのである。直接生産者が自らの労働を対象化する土地を所有することは、彼がその生産物を自らの所有とするためにも、また、自らの労働の行為を彼自らの行為とするためにも必要なのである。

そうした意味で、(一)で前提した命題1)~4)に示された事態は、マルクスにとっても、直接生産者の個性の発展にとって必要なものとして、あるべき所有を構想する議論において前提されなければならないのである。

この場合、たしかに、土地の私的所有を正当なものとする法規範は、人間の自然に対する働きかけの力能が、個々独立の生産者が、自らの労働によって働きかける土地の私的所有者であるような事態を必然とする時代においては、人間の個性の発展に適合的なものであった。しかし、そうした同じ法規範は、非直接生産者による土地の私的所有と、他人の労働にもとづく剰余の取得を正当化する法規範として作用するようになったのである。

そして、マルクスによれば、自己労働にもとづく所有の再建を構想するとき、それを土地の私的所有を正当なものとする法規範を維持したままでの、多数人の矮小な私的所有の再建として構想することは無意味である。人間の自然に対する働きかけの力能と、それに照応する人間の本性の発展によって——図1において労働の平均生産力が最大化する点を $L_1$ から右側へ移行させるような変化が除々に潜在的に可能となり——矮小所有を維持することが、万人に凡庸を命ずることと同じことになったから、それは減ぼされたのである。

自己労働にもとづく所有の再建は、多数人の

矮小所有の否定のもとで進展する労働の社会化や、土地を共同的にのみ利用しうる生産手段としていくような変化と、それに照応する人間の本性の発展に対応した、自らの人格の自由な所有者の連合による、土地の共同占有にもとづく、生活手段としての生産物の個人的所有の創出として構想されなければならないのである。<sup>(17)</sup>

ここで、そうした構想において土地に対する人間の権利関係がなぜ所有とではなく、占有とよばれなければならないのかについて、マルクスは次のように展開する。

「より高度な経済的社会構成体の立場から見れば、地球にたいする個々人の私的所有は、ちょうど一人の人間のもう一人の人間に対する私的所有のように、ばかげたものとして現われるであろう。一つの社会全体でさえも、一つの国でさえも、じつにすべての同時代の社会をいっしょにしたものでさえも、土地の所有者ではないのである。それらはただ土地の占有者であり土地の用益者であるだけであって、それらは、よき家父 (boni patres familias) として、土地を改良して次の世代に伝えなければならないのである」<sup>(18)</sup>

Bがあるブドウを消費するならば、Aも、また、Bの子孫であるB'もそのブドウを消費することはできない。したがって、Bのあるブドウの使用についての権利を正当なものとして保証しようとするれば、その権利は、他人によるそのブドウの使用を排除することを含むものでなければならない。ブドウの消費における排他性は、その使用についての権利に排他性を与えざるをえないのである。

しかし、土地の使用については事情は異なる。もちろん、土地——地球の表面の特定部分——についても、その使用についての権利を排他性

をもったものとして設定することは可能であり、現に設定されてもいる。しかし、少なくとも人間が類として存続していくことを前提する限り、絶対的に否定できない非排他性が存在する。それは、土地の使用についての世代間の非排他性である。

労働によって形態変化させられた自然の質料としての生産物を消費することが人間生活の条件である以上、人間は個人的生活手段に対しては何らかの形で排他的な所有関係をもたなければならないが、したがって、また、そうした生産物の質料的な源泉である土地に対しても、同時代人の間では何らかの形で排他的な権利関係が設定されなければならないとしても、その権利関係は、将来の世代の土地の使用を制約するものであってはならないのである。土地あるいは自然一般は、人間によって無から創造されたものではない。マルクスにとって、人間に先行して存在する土地そのものが、人間に対する無償の贈り物として与えてくれる自然の質料の存在が、人間の主体的行為としての労働とともに、生産物の形成における不可欠の要因であることは、人間の土地に対する権利関係を限界づけるに十分な根拠となるのである。

マルクスにとって、人間が労働による自然への働きかけにおいて、主体としての自らの本性を変化させ、自らのうちに眠っている潜勢力を発現させていく過程は、同時に客体としての自然のうちに眠っている潜勢力を発現させる過程でもあった。土地とは、本来、生産において気まえのよい存在であるのかけちな存在であるのか、という問題は、リカードのスミス批判における一論点であった。この問題に関して、マルクスは土地を気まえのよいものとするスミスに同調的であり、土地をけちなものとするリカー

注 (17) Marx[8], 第一部第32章 (邦語版第24章第7節), 参照。

なお、土地——そして、本稿で捨象したそれ自身生産物である生産手段——が共同占有されたとき、人間は自らの人格の所有者である、という(二)でみた命題1)はおびやかされないか、という論点は、別稿でとりあげる。

(18) *ibid.*, ③, p. 776, 邦訳⑤, p. 995.

ドに批判的であったのである。<sup>(19)</sup>

しかし、近代社会における現実には、そうした共に潜勢力をひめた人間の本性の力と土地の自然力の荒廃と破壊をもたらすのである。

「大きな土地所有は、農業人口をますます低下していく最小限度まで減らし、これにたいして、大都市に密集する工業人口を絶えず大きくして行く。こうして大きな土地所有によって生みだされる諸条件は、生命の自然法則によって命ぜられた社会的な物質代謝の関連のうちに回復できない裂け目を生じさせるのであって、そのため地力は乱費され、またこの乱費は商業をつうじて自国の境界を越えてはるかに遠く運びだされるのである。……大きな土地所有は、労働力を、その自然発生的なエネルギーの逃げ場でありそれを諸国民の生命力の更新のための予備源として貯えておく最後の領域である農村そのもののなかで、破壊するのである」<sup>(20)</sup>。

一面において自然に依存するとともに、他面において自然を制御すること、すなわち、意識的に“自然のまねび”をなすことによって、自らの存在を維持し、自らの本性を発展させるものが人間存在であるという人間観から、土地に対する所有の現実を批判するとともに、そのあるべき形態を導き出すことに、マルクスの所有

批判の特質があったのである。そして、非直接生産者による他人の労働にもとづく剰余の取得のための土地の私的所有を批判し、自己労働にもとづく所有の再建を構想するマルクスは、その中で、本来、自然法論的な自己労働にもとづく私的所有の擁護論が内包<sup>(21)</sup>していた、土地に対する所有権の「限界」(bound)の認識をも再建したのである。

(四)

おわりに

ここで、以上の整理を今一度簡単に要約しておこう。

マルクスは、非直接生産者による土地の私的所有を、自己労働にもとづく私的所有の原理の自然な拡張として正当化することはできないとするのである。そして、マルクスは、労働を所有の権原とする社会の再建を、土地の共同占有にもとづく生活手段としての生産物の個人的所有の創出として構想するのであるが、その構想においては、自然法論的な土地の所有の限界についての認識もまた、新たな形で再建されていたのであった。

#### <引用文献>

[1] Becker, L. C., *Property Rights*, Routledge & Kegan Paul, 1977.

[2] Domar, E. D., *The Causes of Slavery and Serfdom: A Hypothesis*, *Journal of Economic History*,

注(19) マルクスは、リカードの『原理』第2章における叙述 (Ricardo[9], pp. 75-76, 邦訳上, p. 113) を念頭において、次のように述べるのである。

「機械などに投下された固定資本は、その使用によって良くはならないで、かえって損耗する。…これに反して、土地は、正しく取り扱えば、絶えず良くなっていく」(Marx[7], ④, p. 781, 邦訳⑤, pp. 1001-1002.)。

こうした、マルクスの土地の自然力に対する信頼は、時としてマルクスの地代論の展開を混乱させさえするのである。寺出[10], 参照。

(20) Marx[7], ④, p. 813, 邦訳⑤, pp. 1041-1042.

(21) Locke [5], 2. 31. ロックによる土地の私的所有の正当化論は、本来、神によって人間に対して共有のものとして与えられたと仮定される土地の私的所有がいかに正当化されるかを説明する議論であった。したがって、そこで正当化される土地の私的所有は、神が人間に無償で土地を与えた意図(「腐らせたり、壊したりするために神によって創造されたものは一つもない」(2. 31.))によって制限されるのである。

Vol. 30, No. 1, 1970.

- [3] ランツ (Lantz), G 『所有権論史』, 島本美智男訳, 晃洋書房, 1990.
- [4] ヨンバルト (Llompert), J., 『自然法論の研究』有斐閣, 1972.
- [5] Locke, J., *Two Treatises of Government*, Cambridge University Press, 1970. 邦訳, 鶴飼信成訳, 『市民政府論』, 岩波文庫, 1968.
- [6] Macpherson, C. B., *The Political Theory of Possessive Individualism*, Oxford University Press, 1962. 邦訳, 藤野涉他訳 『所有的個人主義の政治理論』, 合同出版, 1980.
- [7] Marx, K., *Capital*, ①, ③, Lawrence & Wishart, 1954, 59, 邦訳, マルクス=エンゲルス全集刊行委員会訳, 『資本論』大月書店, 第1, 2, 5分冊, 1968.
- [8] Reeve, A., *Property*, Macmillan, 1986.
- [9] Ricardo, D., *On the Principles of Political Economy and Taxation*, Cambridge University Press, 1951, 邦訳, 羽鳥卓也他訳, 『経済学及び課税の原理』, 岩波文庫, 上, 1987年.
- [10] 寺出道雄, 「差額地代論の一考察」, 『三田学会雑誌』76巻5号, 1983年.
- [11] Tully, J., *A Discourse on Property*, Cambridge University Press, 1980.
- [12] フェルドロース (Verdross), A., 『自然法』, 原秀男他訳, 成文堂, 1974.

(経済学部助教授)